

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイフク
代表者名 代表取締役社長 竹内 克己
(コード番号 6383 東証、大証各 1 部)
問合せ先 取締役本社部門長 猪原 幹夫
(TEL.) 06 - 6472 - 1261

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 当社の株主の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条（平成 18 年法務省令第 12 号）にいう、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針）（以下「基本方針」といいます。）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者については、その者が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるか否かという観点から、検討されるべきであると考えております。

当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、中長期的視点に立った経営戦略を基に、社会的責任を全うしていくこと、中長期的な事業成長のため、財務体質の健全化を背景とした機動的・積極的な設備投資及び研究開発投資を行っていくこと、生産現場や工事現場においては、行政機関・周辺住民の関係当事者との信頼関係を維持していくこと、当社グループのコア事業間の有機的なシナジーによる総合力を最大限発揮していくこと等に重点を置いた経営の遂行が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も幅広い範囲に及んでいます。従って、外部者である買付者からの買付の提案を受けた際に、株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する買付行為が、その目的等に鑑み企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付であるもの、当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付であるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當であるもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関などのステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付であるものであるとき、当該買付行為を行う者等は、当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切と判断すべきとの基本方針を決定いたしました。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、以下の取組みを行ってまいりました。

(1) 中期経営3ヵ年計画の推進

2004年11月、当社グループは、創立70周年に当たる2007年5月に向け、ステークホルダーの皆様から一層信頼される企業集団を目指し、2005年3月期～2007年3月期の「中期経営3ヵ年計画（Create and Challenge for the 70th Anniversary）」を策定しました。

これは、「広く国内外に最適・最良のマテリアルハンドリングシステム・機器および電子機器を提供し、産業界の発展に貢献する」「収益性を重視した、健全で成長性豊かな経営を目指す」「全社員の人格・個性を尊重し、自由闊達な明るい企業風土をつくる」の3つの経営理念と共に、7つの経営基本方針のもとに、創立70周年という節目に向けて、創造し、挑戦し続ける姿を描いた意欲的なプランでありました。グループを挙げて実現に努めた結果、2006年3月期決算において1年前倒しでその数値目標をほぼ達成できました。これは、受注・売上・純利益などの面で創業以来最高となるものです。株主・投資家の皆様にも、過去最高の18円配当（2006年3月期決算）で報いることとしております。株式時価総額も、この「中期経営3ヵ年計画」の期間中で約3倍の2,000億円強になりました。

具体的に「中期経営3ヵ年計画」策定前（2004年3月期）と同計画第2年度（2006年3月期）の主な連結数値を対比すると、下記ようになります。

	売上高	経常利益	当期純利益
・2004年3月期	1,386億60百万円	43億21百万円	16億34百万円
・2006年3月期	1,988億10百万円	161億65百万円	102億52百万円

この数値は、事業環境好転の背景もありますが、7つの経営基本方針の一つ「コミットメ

ント経営を基本とし、内外に公約した経営目標を完遂する」など、上記の経営理念・経営基本方針の徹底がもたらしたものと確信いたしております。

当社は、この「中期経営 3 カ年計画」の実績と経験を踏まえ、さらなる飛躍を目指して、2008 年 3 月期～2010 年 3 月期をにらんだ新「中期経営 3 カ年計画」策定を進めています。現「中期経営 3 カ年計画」で築いた強固な財務体質をベースに、引き続き持続的成長路線を歩むべく、量と共にさらに質の面を強化し、利益面も一層充実させて、企業価値ひいては株主共同の利益向上を図ります。

(2) ユニークな事業領域を世界でベストミックス

現「中期経営 3 カ年計画」では、前述の通り「広く国内外に、最適・最良のマテリアルハンドリングシステム・機器を提供し、産業界の発展に貢献する」を経営理念の一つとしております。この事業領域の専門メーカー、システムインテグレーターとして、世界的に他に例を見ない存在であることが、当社のユニークな企業価値を生み出しています。

国内では、2006 年春には滋賀事業所（滋賀県日野町）に全生産を集約し、11 工場が建ち並ぶ世界屈指の生産基地を構築し、経営資源の最大活用を図っております。

海外では、グローバル競争制覇のため、海外連結子会社 21 社と共同で市場開拓、世界最適地調達・生産に努めた結果、海外売上高比率が約 40%に達しました。同比率をさらに 50%以上にすべく、2007 年 3 月期に海外 8 生産拠点体制を構築する予定です。

米国向け製品に韓国製部材を組み込む、シンガポールでソフトを開発する、タイ法人を一部機種の世界供給拠点にするなど、グループ内でのベストミックスを図ることで、企業価値向上を実現させています。

(3) 業績連動型配当政策

当社の株主還元の方針は、中期経営 3 カ年計画の着実な達成をベースとして企業価値の最大化を図ると共に、配当につきましては、既に 2005 年 3 月期決算から業績連動型配当政策を導入いたしております。2005 年 3 月期決算は、3 円増配の 1 株当り 13 円、2006 年 3 月期決算では 5 円増配の 1 株当り 18 円の普通配当（過去最高）を行う方針であります。

3. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(1) 本プラン導入の目的

当社取締役会は、上記 1 に述べたような基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本プランを導入し、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為又はその提案（以下、併せて「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下、併せて「買付者」といいます。）に対し、遵守されるべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な

判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、当社の平成 18 年 3 月期の株主は 10,652 名で、そのほとんどが個人株主の方々であり、当社は独立系の企業であることから、特定の大株主はありません。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付

以下 又は に該当する買付がなされたときに、本プランに定められる手続に従い買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株券等と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てをすることが検討されることとなります。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付

当社が発行者である株券等について、公開買付け⁴に係る株券等⁵の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付

(b) 買付者に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付を行う買付者は、当社取締役会が次に定める買付説明書の提出が不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める、買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

本プラン導入と同時に当社に設置された特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

¹証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

²証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。

⁴証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。

⁵証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁶証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

⁷証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。

記

買付者及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。）

買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容等を含みます。）

買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

買付の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策

買付の後における当社の従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針

買付に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、買付者が買付に関して第三者から取得しなければならない合意及び承認、独占禁止法その他の競争法及び買付者グループが事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域における重要な法令の適用可能性

その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 買付の内容の検討・買付者との交渉

特別委員会は、買付者から買付説明書及び特別委員会から追加提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対して、買付者の買付の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を、その作成のために合理的に必要と特別委員会が定める期間内（原則として 60 日を上限とします。）に提示するよう要求します。

特別委員会は、買付者及び当社取締役会から情報・資料等を受領した後、比較検討等を通じてより客観的な判断を行うために、原則として最長 60 日間（ただし、下記(d) に記載するところに従い、特別委員会は当該期間を延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。）買付者の買付の内容の検討、代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、また、必要であれば、当該買付者と協議・交渉を行います。なお、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得るこ

⁸証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

とができるものとします。また、特別委員会は、買付者から買付説明書が提出された事実、及び、本必要情報その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、特別委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。ただし、特別委員会は、下記の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。なお、特別委員会は、以下の手続に従い行われる勧告の内容その他の事項(特別委員会検討期間を延長する場合はその旨及び理由を含む)について、決議後速やかに情報開示を行います。

特別委員会は、買付者の買付の内容の検討・取締役会等による買付者との交渉の結果、買付者による買付が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合、又は、当社取締役会が特別委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見及び特別委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てをしないことを勧告します。

特別委員会は、買付者が上記(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者の買付の内容の検討・買付者との交渉の結果、買付者による買付が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合には、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを勧告します。

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付の内容の検討・取締役会等による買付者との交渉等に合理的に必要なとされる範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告に従い本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の決議を行うものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てをすることを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てをすることが相当かどうかについては、必ず特別委員会の判断を経ることになります。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付である場合

(b) 株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付（例えば、下記に掲げる行為等）である場合

株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、
当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

(d) 当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付である場合

(f) 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合

(g) 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関等の当社に係るステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付である場合

(4) 本新株予約権の概要

当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式 1 株と引き換えに新株予約権 1 個を取得する旨の

取得条項が付された本新株予約権を、その時点の当社以外の全ての株主に対して無償割当ていたします。本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権の要項」をご参照下さい。

(5) 本プランの導入手続

本プランの導入については、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、第90期(2006年3月期)の事業年度に関する定時株主総会の終結の時から第93期(2009年3月期)の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(7) 本プランの廃止及び変更

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、取締役会は、本プランを見直し、もしくは変更し、又は基本方針に照らして不適切なものによって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための別の取組みを行う場合があります。

4. 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて)

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、本プランが、上記1の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(1) 株主意思の反映

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認を持って発効し、その有効期間は、第93期(2009年3月期)の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までの3年といたします。また、上記3.(7)「本プランの廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。当社の取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意向が反映されます。

(2) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、上記 3. (2)「本プランに係る手続」(b)に記載される特別委員会を設置します。

本プランの導入当初における特別委員会の委員には、当社社外監査役の阿達哲雄、内田晴康及び林原行雄、有識者の中から宮島司氏（法学博士）友永道子氏（公認会計士）の就任が予定されています（その略歴につきましては別紙 2 をご参照下さい）。

実際に当社株式に対して買付がなされた場合には、上記 3.(2)「本プランに係る手続」にて記載したとおり、特別委員会は、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされています。

(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 3.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、しかも、これらの客観的要件は、上記 1 記載の基本方針において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様へ与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様へ与える影響

割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。そして、当社が、当社取締役会の決定により、別紙 1 (4)1 (i)ないし(vi)として記載する者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式等を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、別紙 1 (4)1 (i)ないし(vi)として記載する者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせず、当社株式等を受領することとなり、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて

割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。) 割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。なお、割当株主確定後に本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得は予定しておりません。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

新株予約権の要項

. 本新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

下記 記載の事項を含む内容の本新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てる。

(3) 本新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の数

- (i) 本新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株とする。但し、当社が株式分割・株式併合を行う場合は、対象株式数は次の算式により調整される。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (ii) 調整後対象株式数は、株式分割の場合は株式分割に係る割当期日以降、株式併合の場合は、会社法第 180 条第 2 項第 2 号に規定する株式併合の効力発生日以降、これを適用する。
- (iii) 上記(i)に定めるほか、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は交付する場合（時価発行として行う公募増資、本新株予約権の行使に伴う株式の発行又は交付を除く）等で、対象株式数の調整を必要とするときには、諸条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。
- (iv) 上記の調整の結果各株主が保有することとなる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記2)に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は金1円とする。

(3) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日(但し、当社取締役会が別途これに代わる日を定めたときは当該日)を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。但し、下記(7)項の規定に基づき当社により本新株予約権の取得がなされる場合、当社取得に係る本新株予約権については当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 本新株予約権の行使条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者は、本新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含む。)をいう。

「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含む。)

「特定大量買付者」とは、公開買付け(証券取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(iii)において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合を合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含む。)をいう。

「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除く。

ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会が認めた者がこれに該当すると認めた者を含む。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条に定義される。）をいう。

- 2) 上記 1)にかかわらず、下記 ないし の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定義される。）又は当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 5 項に定義される。）

当社を支配する意図がなく上記 1)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記 1)(i)に記載する要件に該当することになった後 10 日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記 1)(i)に記載する要件に該当しなくなった者

当社による自己の株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記 1)(i)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（上記 1) (i)ないし(iv)に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地

域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その有する本新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所及び大阪証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 5) 本新株予約権者は、当社に対し、自らが上記1)記載の(i)ないし(vi)のいずれにも該当せず、かつ、上記1)(i)ないし(vi)に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 本新株予約権を有する者が本(4)項の規定に従い本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

(6) 本新株予約権の譲渡制限

- 1) 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 本新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(4)1)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取

締役会は、以下の事由等を勘案して上記 1)の承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記 ないし に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か

譲渡人及び譲受人が上記(4)1)記載の(i)ないし(vi) 及び上記(4)2)記載の ないし のいずれにも該当しないことが明らかか否か

譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か

譲受人が上記(4)1)の規定により本新株予約権を行使することができない者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、上記(4)1)及び 2)の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき、対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日より後に、上記(4)1)及び 2)の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該取締役会が定める日が到来することをもって、当該者が有している当該取締役会の定める日の前日までに未行使の本新株予約権を全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

(9) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 18 年 5 月 1 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃等により、上記各項に定める条項 ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃等の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項 ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え又は修正するものとする。

特別委員会の各委員の略歴

宮島 司 (昭和 25 年 8 月 23 日生)

昭和 55 年 4 月 慶応義塾大学法学専任講師
昭和 56 年 4 月 フランス・レンヌ大学訪問研究員
平成 2 年 4 月 慶応義塾大学法学部教授 現在に至る
平成 2 年 8 月 サンパウロ法科大学客員教授
平成 15 年 4 月 弁護士登録 第二東京弁護士会所属 現在に至る
平成 15 年 2 月 司法試験第二次試験考査委員 現在に至る
平成 16 年 4 月 慶応義塾大学大学院法務研究科教授 現在に至る

友永 道子 (昭和 22 年 7 月 26 日生)

昭和 47 年 4 月 昭和監査法人入所(現 新日本監査法人)現在に至る
昭和 50 年 3 月 公認会計士登録 現在に至る
平成 62 年 5 月 社員就任
平成 4 年 5 月 代表社員就任 現在に至る
平成 10 年 7 月 日本公認会計士協会常務理事 現在に至る

阿達 哲雄(昭和 2 年 9 月 6 日生)

昭和 27 年 4 月 株式会社日本勧業銀行入社(現みずほ F G)
昭和 56 年 6 月 同社常勤監査役
昭和 60 年 6 月 同社常勤監査役 退任
オリファ総合研究所(現 オリエント総合研究所)代表取締役社長 就任
平成 7 年 6 月 同社代表取締役社長 退任
同社顧問 就任
平成 9 年 6 月 当社監査役 現在に至る

内田 晴康（昭和 22 年 4 月 7 日生）

昭和 48 年 4 月 森綜合法律事務所入所（現 森・濱田松本法律事務所）

現在に至る

弁護士登録 第二東京弁護士会所属 現在に至る

昭和 55 年 10 月 ニューヨーク州弁護士登録 ニューヨーク州弁護士会所属

現在に至る

平成 11 年 4 月 国立国会図書館納本制度審議会委員 現在に至る

平成 14 年 10 月 ロ・エイシア日本代表理事 現在に至る

平成 16 年 4 月 慶応義塾大学法科大学院教授 現在に至る

平成 16 年 6 月 当社社外監査役 現在に至る

平成 16 年 7 月 日本弁護士連合会国際交流委員会委員長 現在に至る

林原 行雄（昭和 20 年 4 月 16 日生）

昭和 43 年 4 月 株式会社日本勧業銀行入社（現みずほ F G）

平成 8 年 6 月 同社取締役企画部長

平成 11 年 6 月 北越製紙株式会社常務取締役

平成 14 年 6 月 同社専務取締役

平成 18 年 1 月 日土地綜合設計株式会社取締役社長 現在に至る

平成 18 年 6 月 29 日開催の当社第 90 回定時株主総会において監査役
（社外監査役）就任予定

以上